

令和2年第3回高浜市議会臨時会会議録

令和2年第3回高浜市議会臨時会は、令和2年5月20日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第2号 監査委員の選任について |
| 日程第4 | 議案第29号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第30号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第3回） |
| 日程第6 | 議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第8 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第9 | 議会改革特別委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 衣浦衛生組合議会議員の選挙について |
| 日程第11 | 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について |
| 日程第12 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について
(追加案件)

議長の辞職の件について

議長の選挙について

副議長の選挙について |

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 荒川 義孝 | 2番 | 神谷 直子 |
| 3番 | 杉浦 康憲 | 4番 | 神谷 利盛 |
| 5番 | 岡田 公作 | 6番 | 柴田 耕一 |
| 7番 | 長谷川 広昌 | 8番 | 黒川 美克 |
| 9番 | 柳沢 英希 | 10番 | 杉浦 辰夫 |
| 11番 | 北川 広人 | 12番 | 鈴木 勝彦 |
| 13番 | 今原 ゆかり | 14番 | 小嶋 克文 |

15番 内藤とし子

16番 倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副市長	神谷坂敏
教育長	都築公人
企画部長	深谷直弘
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事グループリーダー	杉浦崇臣
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	板倉宏幸
財務グループリーダー	竹内正夫
財務グループ主幹	清水健
市民部長	磯村和志
経済環境グループリーダー	田中秀彦
経済環境グループ主幹	東篠光穂
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	加藤直
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	内藤克己
こども未来部長	木村忠好
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
監査委員事務局長	山本時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大岡英城
副主幹	神谷直子
主査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

大変お忙しい中お集りをいただきまして、新型コロナウイルス感染に関連する重要な議案も出ております。ぜひとも慎重審議の上、しっかりと適切な議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第3回高浜市議会臨時会は成立いたしました。ここで開会をいたします。

なお、議員及び当局におかれましては、感染予防対策として議場での飲用を許可いたしましたので、御了承ください。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。日頃より市政各般にわたりまして、格別の御尽力をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、議会常任委員会委員の選任をはじめ、議会の意思決定に関わります案件のほか、私どものほうからは、同意1件、議案2件を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、私及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意あるいは御可決を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長より御指名申し上げて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、2番、神谷直子議員、3番、杉浦康憲議員を指名いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和2年第3回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月23日及び5月13日いずれも委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

会期は本日1日とし、市長より同意第2号 監査委員の選任について、議案第29号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、議案第30号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第3回）が提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討をいたしました結果、以上3件については、本日上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し討論、採決の順に行います。

次に、議員提案いたします議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についての取扱いについて検討いたしました結果、本日日程を追加し、上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し討論、採決の順に行った後、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会改革特別委員会委員の選任及び衣浦衛生組合議会議員、衣浦東部広域連合議会議員の選挙について、それぞれ議長より指名するとともに、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について議決することと決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう各段の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第3 同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、小嶋克文議員の退席を求めます。

〔14番 小嶋克文 除斥〕

○議長（北川広人） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第2号 監査委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、議員選出監査委員として御尽力をいただいております柳沢英希氏より、5月12日付で5月20日をもって監査委員の職を辞したい旨の辞職願が提出をされましたので、これを受理することとし承認をさせていただきました。

したがいまして、議員選出の監査委員に欠員が生じたので、その後任者として小嶋克文氏を選任いたしたく、本案を提案させていただくものであります。

御承知のとおり、小嶋克文氏は、人格、識見に優れ、監査委員として適任の方と確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、同意第2号は、原案に同意することに決定いたしました。

〔14番 小嶋克文 除斥解除〕

○議長（北川広人） ここで監査委員に選任されました小嶋克文議員より御挨拶があります。
14番、小嶋克文議員。

〔14番 小嶋克文 登壇〕

○14番（小嶋克文） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任につきましては、議員多数の御同意を賜り、誠に身に余る光栄でございます。監査制度につきましては、地方自治法の一部改正により監査制度を充実強化のための見直しが行われ、本年4月より地方自治法第198条の3第1項の規定に基づく監査基準により監査等を進めることとなりました。

もとより微力ではありますが、選任されました以上、地方自治における監査の職務を深く認識し、厳正にしてかつ公正にその職務に全力を尽くしたいと思います。何とぞ皆様方の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔14番 小嶋克文 降壇〕

○議長（北川広人） 日程第4 議案第29号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 議案第29号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料及び新旧対照表を併せて御覧をいただきますようお願いいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、市長、副市長及び教育長の給料の月額を減額して支給をする特例を定めるものでございます。

市長については給料の月額の20%を、副市長及び教育長については給料月額の10%をそれぞれ減額をして支給することといたすものでございます。

附則において、この一部改正条例は、令和2年6月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人） 日程第5 議案第30号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第30号 令和2年度一般会計補正予算（第3回）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億380万7,000円を追加し、補正後の予算総額を223億5,631万1,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金及び14款2項2目民生費国庫補助金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び子育て世帯への臨時特別給付金支給事務費補助金及び同事業費補助金をそれぞれ計上いたすものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金1,486万2,000円を増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項1目総務管理費の1、人事管理事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下

の社会経済情勢に鑑み、市長及び副市長の6月以降の給料月額を減額いたすものであります。

3款1項8目生活援助費の5、生活困窮者自立支援事業は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、住宅確保給付金の支給対象見直しによる支援の充実が図られたことに伴い410万円を増額いたしております。

3款2項1目児童福祉総務費の6、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給するものであります。

主な内容は、手数料として口座振込手数料165万円、委託料として臨時特別給付金システム構築業務委託料247万5,000円、交付金として子育て世帯臨時特別給付金8,030万円などを計上いたしております。

3款2項3目家庭支援費の18、児童扶養手当臨時特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いひとり親世帯への経済的支援の一助とするため、市単独事業として児童扶養手当を受給するひとり親世帯に対し臨時特別給付金1万円を支給するものであります。

22ページをお願いいたします。

4款2項1目ごみ処理リサイクル推進費の3、ごみ処理事業は、昨年11月20日に発生したクリーンセンター衣浦の火災に係る復旧工事の契約変更に伴い、衣浦衛生組合分担金を増額いたすものであります。

10款1項2目事務局費の1、人事管理事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、教育長の給料月額を減額いたすものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費の3、生涯学習施設管理運営事業は、旧大山会館において指定避難所機能等を維持していくための維持管理費を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） それでは、補正予算書21ページ、主要・新規で5ページになりますけれども、今回上がっております児童扶養手当臨時特別給付金支給事業についてお伺いしたいんですけども、今回こちらに関しては市一般財源からということで、320万円支出となっておりますけれども、今回、給付金事業としてひとり親世帯へ加算給付を決めた経緯を教えてくださいと思います。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 新型コロナウイルス感染拡大による影響によりまして雇用情勢が変化し、収入が減少するなどの環境の中、家庭の生活の安定と子供の福祉の増進を図るため、ひ

とり親家庭を支援することが重要と考えています。今回、市独自のひとり親家庭の支援策として児童扶養手当に1万円を加算して支給するため、今回、予算計上をさせていただきました。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

市独自ということでございますけれども、ちなみにこの給付金を受け取る時の支給の手続等どういうふうになるのか教えていただければと思います。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 今回の児童扶養手当臨時特別給付金の支給対象者でございますが、令和2年5月分または6月分の児童扶養手当受給資格者としておりまして、改めて申請手続きをしていただく必要はございません。求めません。対象者には、7月10日に通常の定期支払いに1万円を加算して支給をさせていただきます。また、市からは、事前通知をさせていただく予定としております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

先ほど一番初めの説明の中でもそうなんですけれども、市独自のということでございます。全国各地の様々な自治体でも可能な範囲で独自の対策というのも行っているんですけれども、例えば10万円の今回の給付に上乗せをしているとか、地域振興券それから水道料金だとか給食費減免といったものがありますけれども、高浜市としては、今後またこういったものが上がってくることはあるのか教えていただけたらと思います。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 現段階ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、6月定例会の補正予算におきまして、上水道基本料金の減免、それと高浜市商工会から御要望のありました市内小規模事業者に限定をしたプレミアム付き商品券の発行事業、それを計上することを今検討中でございます。今後とも国・県の動向を注視してまいります。

○議長（北川広人） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） それでは、補正予算書21ページ、主要・新規事業3ページ、3款1項8目生活困窮者自立支援事業について2点ほどお伺いさせていただきます。

今回の住居確保給付金事業を実施することとなった経緯と、具体的な事業内容について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 令和2年4月20日に、国の緊急経済対策の1つとして住居確保給付金の支給対象の見直しが示され、併せて生活困窮者自立支援法施行規則の改正がされたことから、

改正後の内容により事業を実施させていただくものであります。

事業の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまでの離職や廃業した方に加え、個人の責めに帰すべき理由によらず勤務日数、勤務時間の減少など、就労の機会の減少により経済的に困窮してみえる方に対しても原則3か月、家賃相当額を市から住宅貸主等へ支給させていただくものとなります。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、国では、今後、中小の事業者や個人事業主の家賃助成を行っていくようでございますが、それに先駆けた個人に対しての家賃助成制度であることがよく分かりました。

次にお聞きいたしますが、例えばどのような方が対象となるのか、また、この家賃助成だけで完結しない場合の支援策があれば教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） まず、事業の対象者として、例えばスポーツジムのインストラクターで、ジムの一部休業により活動日数が減少した方や、アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、1つの事業所が休業となりシフトがなくなった方などが想定されます。

また、家賃助成だけで完結しない場合は、住宅確保給付金の家賃給付に加え、社会福祉協議会では総合支援資金貸付けとして、世帯で上限付20万円まで原則3か月、無利子、保証人不要で生活立て直しのための貸付け事業も行っておりますので、こうした制度も活用しながら経済的自立を支援してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今のところですが、ちょっと聞き落としたんですけれども、周知はどのようにされるのか、その点をお示しいただきたいというのと……

○議長（北川広人） 内藤議員、今のというのは……

○15番（内藤とし子） ごめんなさい。

○議長（北川広人） どの件ですか。

○15番（内藤とし子） 生活困窮者自立支援事業の件について周知がどのようにされるのか、お話がなかったように伺いましたので、その件と、それから、説明書のほうの23ページの衣浦衛生組合の分担金1,357万1,000円の関係ですが、2か月工事が延びるとのことと、それから1人雇用をするというのが来年の3月まで増えるということを説明があったんですが、この1人増えるというのは、いつからいつまで雇用されるということになっているのか、そこのところをお示してください。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 住居確保給付金の周知の関係なんですけれども、既に市の公式ホームページにも掲載させていただいております。また、6月1日号の広報にも掲載予定をしております。今後は、地域で困り事を抱える世帯に接する機会の多い民生委員さんにも市民向けの各給付金について情報提供を行い、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 衣浦衛生組合の変更契約の加算に伴う人員増のお答えでございますが、9月から3月までの1名増ということでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 9月から来年の3月までということになりますと、393万2,000円です。1人分増えるにしてはちょっと金額が多いように感じますが、これはどのような計算になっているのでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 一応金額は提示、衣浦衛生組合のほうからされておって、内訳のほうの詳細をまだ聞いておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 去年の11月20日に火災が発生して、その関係で今後再発しないように注意をしていくということなんですが、発火物を紛れ込ませないような周知は全戸、回覧板にしる全戸に配布してあるのでしょうか、その点をお示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） こちら、碧南、高浜同時に進めていきたいと考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 生活困窮者自立支援事業についてお聞きします。

こちらは、従前の事業に対して今回拡充した部分があるということなんですが、従前のこの事業を給付された方がどれぐらいみえるかということと、あと、事業内容のところで原則3か月の家賃相当額ということなんですが、3か月過ぎた場合、この事業においてこれ以上の何か給付ができるのか、何か支援ができるのか教えていただきたいのと、あと、児童扶養手当臨時特別給付金支援事業なんですが、こちらはひとり親世帯の生活の安定を図るためということで事業が今回提案されているわけですが、これの対象者が児童扶養手当の受給資格者となっております、ひとり親というのは児童扶養手当を受給されている方ばかりではなく、遺族年金で生活されている方もいるんですけれども、そうした方への支給事業がないようなんですが、そのあたりはどのようにお考えか教えてください。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） この住居確保給付金のこれまでの実績ですが、直近3か年としては離職者が対象になりますので、実績としてはゼロ件となります。

それから、あと原則3か月というふうにお話ししましたが、もし求職活動をしていても、3か月収入基準を超えない場合は再度申請ができて、最大9か月まで延長が可能となっております。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 児童扶養手当臨時特別給付金支給事業の、遺族年金の事業対象者が手当がされていない方への支援はというふうで御質問がございました。

児童扶養手当につきましては、遺族年金等を受給されている方がおみえになる場合、遺族年金のほうが受給されている金額が高ければ、児童扶養手当のほうが支給停止になっております。ただし、扶養家族が多ければ児童扶養手当の支給対象者になる場合もございますので、その遺族年金の額が少なければ、この児童扶養手当の受給対象者ということになりますので、今回の1万円の対象とさせていただきます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 補正予算書及び説明書23ページの10款5項2目の生涯学習施設管理運営事業費についてお聞きします。

光熱水費のほうが36万円計上されているんですが、以前、議会のほうで、こちらのほうに関しては水抜き工事を行って、現在使っている空調施設については使わず、選挙や避難所として活用する場合には、スポットクーラーを使われるということを説明があったかと思うんですけども、そのスポットクーラーとか、あと寒いとき、冬ですね、冬の暖房設備、そのあたりがこの光熱水費に含まれているのか、どのような形になっているのか教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今回計上させていただいた光熱水費でございますけれども、7月以降の電気代、水道代ということで計上させていただいておりますので、例えばスポットクーラーで使う暖房機器を持ち込んで使うといった場合の電気代も含んでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、スポットクーラー等の電気代というお話があったかと思うんですけども、以前、水抜き工事をしてしまって現在の空調は使わないですというお話があったんですけども、こちらをちょっと私のほうで調べたところ、なぜ3月31日まで使えていたものを引き続き壊れるまでも使わないのかというところに疑問がありました。この点について、そのまま引き続き使ったほうがいいのかということで考えたんですが、そのあたりを説明として、当局の説明としては、このまま使い続けるのが難しいという説明があったかと思うんですけども、その難しいというところについて具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 空調のほうですけれども、かなり年数もたって老朽化をしております、度々配管のほうから水漏れが起きているという事象のほうがございます。長期間使わないといった場合には、さらに水がたまっていると、そういった水漏れを起こしていくという可能性があるということ、仮に使うというふうでも、いつ壊れてしまうか分からないと、そういったリスクもあるといったようなことから、空調のほうは今後使わないということで考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 私のほうで調べたところ、令和元年7月31日に高浜市のほうが大山会館について耐力度調査報告書というのを、こちらが大山会館の長寿命化の委託費として報告書のほうが出されているという記録がございます。これでいくと、緊急を要する不具合箇所改善案は特にありませんという報告がありますし、あと、確かに29年4月から5月に関してはドレンパン部分供給不可能のため既設のパンに防水塗装補修ということで補修のほうは行われております。ただ……

○議長（北川広人） 16番議員、倉田議員、すみません、質疑を許しておりますので……

○16番（倉田利奈） はい、それ、今、質疑の前段で言っているのです。

○議長（北川広人） 一般質問ではございませんので、簡潔に質疑のほうをお願いいたします。議案に関連したところで。

○16番（倉田利奈） 光熱水費に関わることでお聞きしたいと思っておりますので、なので、今のスポットクーラーを使ったり、それから先ほどの答弁でいくと、この光熱水費の中には暖房用品というか、それはちょっとのっていないと思われるんですね。そのあたりの費用もかかってくるかと思うんですけれども、これには計上されていないかなと思われるんです。なので、今までのものが、私のこの報告書から見ると使えたんではないかという、使えたという思いがあるんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども申し上げたように、今の設備を導入してからかなりの年数がたっている中で、部品等も今後壊れたときにはもうないというような状況の中で使い続けることは困難ということから、先ほど申し上げたように、今後この空調は使わないというところでは。

それから、暖房の用品が計上されていないということですが、今回は大山会館を普通財産として管理するための経費ということで、文化スポーツグループとして執行をしていく予定のものを計上させていただいておりますので、避難所ということであれば、防災のほうの費目のほうで計上していくものかなというふうに考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 議案第30号 高浜市一般会計補正予算について、改善または検討していただきたいことがございますので、意見を申し上げ賛成いたします。

まず、児童扶養手当臨時特別給付金支給事業についてお願いいたします。この給付金についての目的は、新型コロナウイルス感染拡大による経済的な影響から、ひとり親世帯の生活の安定を図るためとなっております。しかし、この給付金を受け取ることができるのは、児童扶養手当の受給者のみです。親のどちらかが亡くなってひとり親となった場合、児童扶養手当では多くの方が遺族年金を受け取っています。遺族年金だけでは生活保護費よりも収入が低いことが多いため、夫が亡くなった後、パートや派遣で仕事をしなければ生活ができません。しかし、こうした家庭においてもこの新型コロナウイルスによって仕事が激減、または全くなくなってしまい大変な思いをされている方が出てくるのが容易に考えられます。児童扶養手当を受給していないひとり親世帯がこの制度だけでは抜け落ちてしまっていますので、こうした世帯への給付をぜひとも考え、少しでも生活の足しとなるような制度をつくっていただきたいと思っております。

次に、補正予算として生涯学習施設管理運営事業費として41万7,000円が計上されております。大山会館は、今年3月31日まで文化活動や軽運動の場として多くの市民が利用し、親しまれてきた施設です。一番懸念していた災害時の避難所としての機能を維持するために、今回光熱水費が計上されます。引き続き避難場所として使えることは評価いたします。

しかし、今まで使用されてきた空調施設の水抜きをして使用ができない状態にし、代わりにスポットクーラーを使うことに納得できる説明がありません。先ほど申し上げたように、大山会館長寿命化計画基礎調査業務を市は委託し、令和元年3月31日に耐力度調査報告書が提出されております。この報告書では、緊急を要する不具合箇所改善案について特にありませんと書かれています。スポットクーラーで避難所が運営継続ができるかどうかというところも疑問視しておりますし、そうした上でも今後の空調設備については、いま一度検討していただくことを強く求めます。

以上です。

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して議案第30号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を活用して市民生活を支えるための予算が計上されています。中でも子育て世帯への支援に加え、市の独自策としてひとり親家庭への支援を盛り込んだことは、市民生活の現状を的確に捉えた対応であり、真に支援が必要な方への取組として評価しているところです。新型コロナウイルス感染症対策に関連する経費は、いずれも必要な予算であります。少しでも早く支援が行き届くよう、早期執行に全力を尽くしていただきたく要望いたします。

また、緊急事態宣言は一部解除されましたが、今後、流行の第二波の到来によりさらなる支援が必要になるかもしれません。そのときに備えるためにも、今からの行動、準備こそが重要です。今回、市長、副市長及び教育長の給料月額の減額を盛り込み、経済施策や感染予防施策の財源の捻出に取り組まれておりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業の縮小や見直しによる予算の組替えは必要です。全庁を挙げて時機を失することなく、スピード感を持って取り組んでいただくことを期待したいと思います。

そのほかには、旧大山会館の指定避難所及び投票所としての機能を維持していくための経費が計上されています。予算の内容は、7月以降に必要となる光熱水費、電話及び消防設備保守点検に係る経費で、いずれも機能を維持していくために必要最低限のものです。暑い時期や寒い時期への対応を懸念される声もあります。対策は既に検討されており、指定避難所としての機能に問題はないと考えています。

最後になりますが、緊急事態宣言の一部解除により自粛疲れで社会全体が重苦しい雰囲気から解き放たれ、これからは少しずつではありますが、まちや学校、社会に日常が戻り始めてくることが予想されます。まちが活気づき、市民の皆さんの笑顔がいち早く取り戻せるよう、対策には万全を期していただきたく願っております。

以上で賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人） 日程第6 議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、提案者を私、鈴木勝彦、賛成者としまして荒川義孝議員、神谷直子議員、杉浦康憲議員、神谷利盛議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、以上の賛成者をもって提案するものであります。

本議案の提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、議員が自発的に政務活動費を減額することについて暫定措置を講じるためのものであります。

改正内容は、附則第3項を加え、条例第3条第1項の適用については令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、同項中「月額1万5,000円」とあるのを「月額5,000円」とするものであります。

なお、この条例は、令和2年6月1日から施行することとしております。

どうか多くの議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） いろいろお聞きしたいんですが、1か月の政務活動費を減らすということなんですが、今後、ペーパーレスにするということでiPadを使用するようになると2,000円の自己負担が発生しますが、それはいつぐらいからということになっているのか。また、残りが3,000円となりますが、アンケートを集めるにしても書物を買うにしても、なかなかそうすると非常に使用しにくい金額となりますが、そのあたりはどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） 政務活動費が減額されることによって、活動が制限されるのではないかと、いう指摘だと思いますけれども、本来、政務活動費というのは、私ども頂いている報酬プラスそ

の活動に資するものに使っていただくということで、限定的な支出だと思っております。これを減らしたからといって、我々の活動に制限を加えるものでありませんし、もともと政務活動費を頂いておりますので、その中からでも十分に政務活動に充てる経費は十分持つておるのではないかと思っておりますので、仮にこれが5,000円になろうが、仮になくならうが、十分議員としての資質を高める義務が私どもにあると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

タブレットの件については……

○議長（北川広人） それについては、私のほうから。

○12番（鈴木勝彦） それじゃ、議長のほうからタブレットの件は答弁願ひたいと思っております。

○議長（北川広人） すみません、タブレット端末の関係におきましては、議会事務局のほうに私のほうから話をさせていただいて導入に向けて今動いてもらっておるところから、私のほうからお話をさせていただきます。

タブレット端末は、現状まだ業者のほうで準備ができないというところで、入札のほうも不調という形でまだ終わっております。入札不調が続けますと、その分、時間がかかっていきますので、業者のほうの準備が出来次第、私どものほうで期間の変更の補正予算を出して行って、議会のほうで採決をしていただくことによって入札が可能になるという形になりますので、まだいつからということではありません。一応、現状では12月定例会のレベルで何とかならないだろうかというところで進んでおるといふふうに理解をしてください。

ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） すみません、今の件に関してなんですけれども、議会改革特別委員長としてなんです、政務活動費から2,000円減るといふ話、今のiPadを使うと2,000円減るといふお話がありましたが、議会改革特別委員会の中では、その2,000円相当は政務活動費も流用できるという話でしたので、あくまでもそれは政務活動費から出される方、実費で出される方というの自由だといふ、そういう認識であります。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 2点お尋ねいたします。

まず、1点目としては、今回、政務活動費の削減ということですが、議員報酬ではなく、なぜ政務活動費の削減にされたかという点と、あともう一点に関しましては、月額1万5,000円を月額5,000円とする根拠を教えてください。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 賛成者としてお答えをさせていただきます。

今までずっと話をされてきたんで、大体分かって見えるかなと思うんですけれども、今回、ま

ず報酬ではなくて政務活動費からという部分でございます。報酬に関しましては、公務員さんの給料も一緒だと思うんですけども、今後、人事院等の勧告も入ってくる形になるのかなと予測されます。その予測している理由というのは、リーマンショックがあったときもやはり同じようなことだったということですので、民間の企業さんの動向と併せて公務員、そしてまた高浜市議会のほうの報酬、議員の報酬というのも今後また考えていくのかなというふうに思っております。

そんな中で、なぜ政務活動費かといいますと、政務活動費というのは年間、1つの会派に入っていくわけですが、1人頭18万円の支給というふうになります。この18万円というのは、基本的には鎖がついているというような形でございますので、3月まで我々活動を終えないと、市のほうに残額を戻すということはできません。今、コロナの関係で非常に財政も厳しいところでございますので、今回こういう提案をさせていただいた中で、少しでも行政のほうの手持ちのお金が増えるようにということは、議長からも説明があったとおりでございます。

○議長（北川広人） 5,000円の根拠。

○9番（柳沢英希） あと、5,000円にした根拠でございますけれども、こちらも皆様方の昨年度の政務活動費の支給の明細ですね、使った中身を見させていただいて、ほぼ年間18万円の中の大体3分の2ぐらいが視察で使われるということでございます。視察に、今、行けるのかというと、こういう状況ですので、どこの自治体であっても地域であっても、人の都道府県を越えての交流というのをなるべく減らしたいという状況ですので、そういったところも踏まえた上で、大体月額5,000円ぐらいであれば、視察の分を抜いてという計算をした上で、月額5,000円ぐらいがいいんじゃないかというふうに決めさせていただいた中でございます。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、私は、今回のコロナウイルスの影響により政務活動費の削減ではなく、市長をはじめとする三役と同じように議員報酬の削減を求めましたが、賛同いただける議員がおみえになりませんでした。しかし、少しでも市の歳出削減を実現するために、今回の議案について、不本意ではありますが、賛成いたします。

今回の削減理由は、多くの議員の政務活動費に係るものの大半が視察経費となっており、コロ

ナ禍で視察ができない状況であるため、あらかじめ政務活動費を削減するという説明がございました。まず、議員報酬と政務活動費は性質が全く異なります。政務活動費は、申請主義のため議員の積極的な協力の下、最初から申請しないこともできるので、改めて条例改正を行うことは疑問視するところです。また、政務活動費が月8万円や10万円が与えられる自治体がコロナの影響で視察ができなくなったので減額するというのであれば、まだ理解できます。コロナ禍においても、資料を取り寄せたり書籍を購入して議員としての資質向上のため、政務活動費として1万5,000円は有意義に使用するに値すると考えております。また、政務活動費を削減するというのは、議員としての活動も削減することとなるため、その分、議員報酬も削減すべきであるものと考えます。コロナ禍により、視察ができない時間を情報収集やいろいろな制度等をしっかり学ぶ時間に充てること等、ぜひとも議員各位におかれましては、政務活動費の削減が行われても議員活動のさらなる向上に一緒に努めていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 16番議員に申し上げますけれども、討論というのは、基本的に何を言っても問題はないということを言われております。しかしながら、明らかに反対であるという中身の討論をして、言いたいことだけを言って賛成討論だという、そういう討論というのは、議会として、議員として議場で行うに当たってモラル的にどうかなということを議長としては思います。そのようにもし聞こえている方がほかにもみえるのであれば、できるだけそのように聞こえない文章を上手に作っていただいて、お気持ち、御意見をしっかりと入れながら討論をやっていただけんかなということを申し上げておきたいと思っております。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今現在、新型コロナウイルス特別措置法の緊急事態宣言の対象から愛知県は解除されましたが、再流行のリスクは消えていません。新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の生産や個人消費の落ち込みが主因で経済の長期低迷懸念が強まっております。雇用、所得環境の悪化はさらに消費を押し下げ、景気低迷を長引かせるおそれがあります。

市の対応として、第2回臨時会補正予算では中小企業支援を、今回の臨時会補正予算では子育て世帯への支援、ひとり親世帯への支援、生活困窮者への支援を進めている最中です。今後の景気動向によってはさらなる支援の拡充が必要となり、そのためには財源の確保が必要不可欠です。緊急事態宣言が解除された都道府県でも、不要不急の外出や移動の自粛要請が出ており、今の状況では各市町村への受入側としても対応が難しく、視察等は当面自粛すべきだと考えており

ます。このような背景にあることから、市議会政務活動費を削減し一般財源に繰入れ、今後の対応策に有効に活用していただきたいと考えております。

以上の点から、条例の一部改正案につきまして賛成をいたします。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時08分再開

○議長（北川広人） それでは、会議を再開いたします。

反対討論を求めます。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてお話しします。

本案は、政務活動費の月額について従来1万5,000円であったものを、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い1か月5,000円に減額するものです。政務活動費は、議員活動に伴い、市民の声を聴くことや研修、新しい物事を学ぶことなど、ありとあらゆることに対する学ぶことを進める、また基になる書物等を購入するための費用、また常時であれば視察研修を行い、進んだ施策を学ぶためのものです。新型コロナウイルス感染拡大に伴って政務活動費を減額することについてはやむを得ないとは考えますが、1か月5,000円とすることには反対です。5,000円とすると、今後、iPadを導入するようになると、2,000円減額することになっていきますので残り3,000円となり、書物を購入するにも、また視察ができないときであるため、特に市民の声を集めるにも費用がかかります。議員として活動することが十分できなくなります。また、年度末になれば政務活動費の使わなかった部分については返却するのですから、議員活動を止めるような今回の一部改正には賛成できません。

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） それでは、議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの政務活動費の月額を1万5,000円から5,000円に変更するものです。皆さん御承知のとおり、現在、新型コロナウイルスを防ぐために非常に困難な生活、経済活動が強いられています。市民の皆さんのこの困難を少しでも和らげるために、先日の第2回臨時議会、今回の補正予算でも多くの予算がつけられました。そして、次の6月の定例会にも多くの予算を伴う議案が出されるのは明らかです。

現在、厳しい財政状況の中、この大きな予算を捻出するために、私たち議員は、今まで以上に

当局に対し無駄や不要不急の案件に対し厳しい指摘をすることになると思います。では、そんな中、私たち議員が今できることは何だろうと、今回の議案に賛同し提出に至りました。

政務活動費というのは、その名のとおり、議員が政務活動をするための大事な費用です。そこを変更するのは大きな決断だと思いますが、それほどの状況なのです。ただ、1つ、私たちが勘違いしてはいけないことが、これは政務活動を妨げるものではないし、これを理由に政務活動の低下があってはならないことは肝に銘じなければなりません。先ほど議員報酬に言及がありましたが、私の記憶が正しければ、議案として提案がなされていませので議論ができていないのではないのでしょうか。現在、議会改革特別委員会において報酬、身分、仕事の在り方、定数等、今後議論がされるので、そちらでしっかりと考え方を述べていただき議論をしていくものだと考えます。

最後に、少し言い方は悪いんですが、実はこの議案というのはそれほどのことだとは思っていません。あえて月額減額ではなく変更と言ったとおり、そもそもこの世の中の状況で政務活動費の大半を占める視察に行くことも困難であるし、研修会等の開催も困難が予想されるからです。ならば、年末に返還するのではなく、いち早く当局が予算として使えること、それがこの議案だと考えております。私たち議員も少なからず身を削り、この新型コロナウイルスの影響で困っている市民の皆さんに少しでも寄与できること、そして1人でも多くの賛同を願い賛成討論といたします。

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

突然ではございますけれども、私は、これにて議長の職を辞したいと思っておりますので、暫時休憩をさせていただきます。

午前11時14分休憩

午前11時16分再開

〔議長 除斥〕

○副議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま北川広人議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

辞職願を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（大岡英城） それでは、朗読させていただきます。

辞職願 今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

令和2年5月20日 北川広人。

高浜市議会副議長 杉浦辰夫殿。

以上であります。

○副議長（杉浦辰夫） お諮りいたします。

北川広人議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、北川広人議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔議長 除斥解除〕

○副議長（杉浦辰夫） ここで、北川広人議員から御挨拶をお願いいたします。

11番、北川広人議員。

〔11番 北川広人 登壇〕

○11番（北川広人） ただいま辞職の件、皆さん方に御了承をいただきました。ありがとうございました。

昨年5月に議長という要職を多くの皆さん方に御推挙され、1年間たちました。昨年は、全国市議会議長会地方財政委員会の副委員長として、委員長は九州、もう一人の副委員長は北海道という、そんな中で東京へ何度も出向き、政府・与党をはじめ総務省や財務省局長クラスに、地方自治の抱える課題をいかに市議会議長会がいろいろな手だてで国に直接要望しているのかというのを肌で感じることができました。非常に大きな力を持つ会である、その会の一員であるのがこ

の高浜市議会でもあります。ぜひ私どもの置かれている立場、こういったものをしっかりと認識をして、自分も含めてさらに議員としての任期を全うしていきたいというふうに思います。

1年間、皆さん方には、特に議員の皆さん方にはお支えをいただき、ありがとうございました。そしてまた、吉岡市長をはじめとする行政職員の皆さまにも大変にお世話になりました。特に大岡議会事務局長をはじめとする議会事務局の職員、退職をされた方もみえますけれども、この方々には本当に大きくお世話をかけたこと、御礼を申し上げたいと思います。

新型コロナの関係は、まだまだ収束とはいかないと思います。そんな中で、しっかりと市民の福祉の向上を皆さん方と共につくっていくことの一助になればというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。1年間ありがとうございました。

〔11番 北川広人 降壇〕

○副議長（杉浦辰夫） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○副議長（杉浦辰夫） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（杉浦辰夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉浦辰夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○副議長（杉浦辰夫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、もし投票数が同数の場合は、抽せんによって決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。

それでは、記入願います。

点呼を命じます。

[事務局長 点呼・投票]

○議会事務局長（大岡英城） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番 荒川義孝議員、2番 神谷直子議員、3番 杉浦康憲議員、4番 神谷利盛議員、5番 岡田公作議員、6番 柴田耕一議員、7番 長谷川広昌議員、8番 黒川美克議員、9番 柳沢英希議員、10番 杉浦辰夫議員、11番 北川広人議員、12番 鈴木勝彦議員、13番 今原ゆかり議員、14番 小嶋克文議員、15番 内藤とし子議員、16番 倉田利奈議員。

○副議長（杉浦辰夫） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（杉浦辰夫） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖 解除]

○副議長（杉浦辰夫） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番 荒川義孝議員、5番 岡田公作議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○副議長（杉浦辰夫） 選挙結果の報告をいたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、杉浦辰夫議員14票、内藤とし子議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、杉浦辰夫が議長に当選いたしました。

○新議長（杉浦辰夫） 議長に当選しましたので、僭越ではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、多くの議員の皆様方の御推挙を賜り、高浜市議会の議長の要職に選任されましたことは、身に余る光栄と深く感謝申し上げます。

私は、もとより微力ではありますが、以前、議長、副議長就任させていただきました。この経験の下、議長として議員の皆様とともに議論を深め、市民の負託に応えるために心を新たにしていってまいりたいと思っております。

現在、新型コロナウイルスの感染収束の予想が分からない中、何とぞ議員の皆様方、当局の皆様方には、コロナウイルス感染防止と経済対策を先行して取り組み、また高浜市政発展のために各段の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 事務局長。

○議会事務局長（大岡英城） ただいま副議長が議長に当選されたということで、辞職願の取扱いにつきましては、行政実例に基づき、議長に就任することを受託したことをもって、法律上何ら副議長の辞職手続を取らなくとも自動的に副議長の職を失うため、辞職願は必要ないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○議長（杉浦辰夫） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員数は16名であります。
投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（杉浦辰夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（杉浦辰夫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、もし得票数が同数の場合には、抽せんによって決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。

それでは、御記入願います。

点呼を命じます。

[事務局長 点呼・投票]

○議会事務局長（大岡英城） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番 荒川義孝議員、2番 神谷直子議員、3番 杉浦康憲議員、4番 神谷利盛議員、5番 岡田公作議員、6番 柴田耕一議員、7番 長谷川広昌議員、8番 黒川美克議員、9番 柳沢英希議員、10番 杉浦辰夫議員、11番 北川広人議員、12番 鈴木勝彦議員、13番 今原ゆかり議員、14番 小嶋克文議員、15番 内藤とし子議員、16番 倉田利奈議員。

○議長（杉浦辰夫） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖 解除]

○議長（杉浦辰夫） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番 神谷利盛議員、13番 今原ゆかり議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（杉浦辰夫） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、柳沢英希議員14票、内藤とし子議員1票、黒川美克議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、柳沢英希議員が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました柳沢英希議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました柳沢英希議員より御挨拶があります。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 先ほどの選挙で、多くの方から御推挙を賜り、また副議長という役を務める形になりました。しっかりと杉浦議長をサポートさせていただきまして、今後も円滑な議会運営に努めてまいれるよう努力をしていきたいと思っておりますので、何とぞ、また皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 日程第7 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

総務建設委員会委員に、荒川義孝議員、神谷利盛議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、倉田利奈議員、私、杉浦辰夫、以上8名であります。

福祉文教委員会委員に、神谷直子議員、杉浦康憲議員、岡田公作議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、北川広人議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、以上8名をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は11時55分。

午前11時46分休憩

午前11時53分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、それぞれの常任委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

総務建設委員長、長谷川広昌議員、同じく副委員長、神谷利盛議員。

福祉文教委員長、杉浦康憲議員、同じく副委員長、神谷直子議員。

以上であります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第8 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、以上6名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は12時5分。

午前11時54分休憩

午前11時59分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで皆さんにお諮りいたします。

このまま会議を続けると正午を超えることとなりますが、引き続き会議を続けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。

ただいま、議会運営委員会において正副委員長が互選されましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会運営委員長に北川広人議員、同じく副委員長に杉浦康憲議員であります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第9 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会改革特別委員会委員に、荒川義孝議員、神谷直子議員、杉浦康憲議員、神谷利盛議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、倉田利奈議員、以上14名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は12時10分。

委員の方は、この議場において開催をお願いいたします。

午後0時01分休憩

午後0時07分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会改革特別委員会において、正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会改革特別委員長、柴田耕一議員、同じく副委員長に荒川義孝議員であります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第10 衣浦衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、衣浦衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

衣浦衛生組合議会議員に、神谷直子議員、岡田公作議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員、以上5名を指名いたします。

ただいま議長から指名したとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました5名の議員が衣浦衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第11 衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

衣浦東部広域連合議会議員に、長谷川広昌議員、鈴木勝彦議員を指名いたします。

ただいま議長から指名しましたとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名の議員が衣浦東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付してありますとおり、

一つ 議会の運営に関する事項

一つ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

一つ 議長の諮問に関する事項

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、これを委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和2年第3回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に付議をされました議会の意思決定に関わります案件につきましては、円滑に御決定をされ、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件及び議案2件につきましても、原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。

この1年間を振り返ってみますと、北川広人議長、杉浦辰夫副議長の下、正副常任委員会の委員長さんの皆様をはじめ、それぞれのお立場で議会活動、議員活動に御尽力を賜りますとともに、私どもに対しましても御指導、御助言をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日は、新しく議長に杉浦辰夫議員、副議長に柳沢英希議員が決定をされましたのはじめ、新しい役職の皆様が決定をされました。新たな陣容による議会活動のさらなる進展と御活躍を御祈念申し上げますとともに、市政推進に一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって、令和2年第3回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位の慎重なる御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。閉会の挨拶といたします。

午後0時14分閉会
